# 16-17世紀 イギリスの社会政策と貧困問題コレクション

社会学部教授　渡邊　勉

本コレクションは、「エリザベス救貧法」が制定された16世紀後半から18世紀半ばまでに出版された救貧法や救貧行政に関する極めて貴重で稀少な文献12点が精選されている。ここでは、エリザベス救貧法の背景とその内容を簡単に触れた後、本コレクションの内容を紹介していきたい。

## 1. エリザベス救貧法の時代的背景

欧米の社会福祉は、キリスト教の成立とともに始まっている。中世カトリック社会では、教会や修道院が社会福祉の主体となって教区内の貧民を救済していた。また中世後半には貴族の義務として社会福祉に貴族が参加するようになっていた。

ローマ教会が分離していたイギリス教会では、14世紀以前から行政機能のいくらかを担うことで自発的な地方自治体を創設し、その後の貧民救済の組織的基盤になっていた。

15世紀以降のイギリスでは、雇用喪失による貧民増大が深刻になっていた。W. ハリソンの推計によると、イングランド・ウェールズの浮浪貧民は、1万人にのぼっていた（高島 1995）。貧民が増加した理由としては、主として修道院の権力解体、絶対王政の成立、農業革命などがあげられる（柏野 1997）。こうした雇用喪失による貧民の増大は社会の不安定を生みだしていたため、絶対王政の権力保持にとっては由々しき問題であった。

そのため一方では貧民を増加させる原因を排除する施策（例えば囲い込み制限など）を試みるが、限界があった。そこで1531年に最初の救貧法が制定される。これは浮浪・乞食抑圧規定を強化し、働かない者への厳しき処罰を規定するものであり、貧民を強制的に排除しようとする試みであった。その後36年法、63年法、72年法、76年法と何度か改訂され、1597年に最初の総合的な救貧法が制定される。この97年法を一部整備して1601年にエリザベス救貧法が施行される。

エリザベス救貧法では、行政組織は教区であり、そこに貧民監督官が2～4名配置される。住民代表である教区委員とともに救貧税の徴収と救済事務遂行の責務を負っていた。指揮監督は「治安判事」がおこない、彼らを中央行政機関である枢密院が監視することで法律が実施されていた。

貧民を（1）働くことのできる貧民、（2）働くことのできない貧民、（3）児童の3種に分け、（1）に対しては強制的に就労させ、拒否した者は懲治院または監獄に送った。（2）に対しては生活の扶養を与え、（3）は強制的に徒弟奉公させた。

エリザベス救貧法の特徴をまとめれば、第一に国家単位で救貧行政をおこなっていた点がある。第二に教区を貧民救済の単位とする治安判事の任命する貧民監督官が貧民救済をおこない、かつ財源として救貧税を徴収したことにある。第三に中央政府による市民の福祉という観点ではなく、治安維持のための就労強制に原点がある。

このようにエリザベス救貧法は、必ずしも近代の社会福祉制度と相容れるものではないが、中世慈善の原理とも異なっていた。イギリス資本主義近代社会の最初の国家的貧困対策であり（高島 1995）、就労させることを目的としていたとはいえ、1834年の「新救貧法」までの旧救貧法時代はもちろんのこと、1948年国民扶助法制定に至るまでの期間、イギリスにおける義務的救済制度の基本法でありつづけ、近代社会福祉制度の原点であったといわれる（大沢 1986）。

## 2. 本コレクションの特長

本コレクションは16世紀から17世紀に限るものの、絶対王政による中世封建社会から市民革命、名誉革命による市民社会への変革の時期にあたる。この時期は社会混乱によって「行政的無政府主義が社会政策を支配」することになるが、その中にあっても治安判事が貧民監督官を任命し、税率を決定することで法律は維持されていた（樫原 1973）。

本コレクションに収集されている文献として、次のようなものが含まれている。

まずウィリアム・ランバートの『アイラナルカ：治安判事の職務について』（図 1）がある。これは、貧民救済のために重要な役割を果たした治安判事の規則書であり、「エリザベス救貧法」時代に救貧行政と治安維持にたずさわっていた治安判事の任務に関する資料である。

またその後刊行された『完全なる教区監督官』（図 2）には、貧困の実態を観察しその治安や行政に関わった教区の治安判事の任務について書かれている。これらから当時の貧民救済のための行政の実施状況を詳細に知ることができる。



図 1『アイラナルカ：治安判事の職務について』1599 年



図 2『完全なる教区監督官』1723 年

他にも後年マルクスを驚嘆させ、ロバート・オーエンやイーデンなど、代表的な社会改革者に大きな影響を与えたベラーズの貧民の救済施設の創設に関する『産業学校設立の提案』（図 3）や、貧困撲滅と貧民救済のための職業訓練や施設の建設に関する意見（図 4、5、6-1、6-2、7）のほか、「救貧法」やその条例の改正に関する文献（図 8、9、10、11、12）などが収集されている。



図 3『産業学校設立の提案』1696 年



図 4『貿易の改善に関する意見』1732 年



図 5『貧困撲滅のための報告』1758 年



図 6-1『生命と宗教に関する省察』[1761 年]



図 6-2『生命と宗教に関する省察』[1761 年]



図 7『ウェールズ慈善学校の興隆と発展』1761 年



図 8『貧困根絶のための議会条例案』1724 年



図 9『貧困に関わる法令に関する意見』[1735 年]



図 10『救貧法の欠陥に関する意見』1752 年



図 11『州立救貧院創設計画』1766 年



図 12『救貧法要約』1768 年

具体的には、16 世紀後期から 18 世紀中期までの労役所や職業訓練学校、貧困根絶のための議会条例、貧困と貿易の振興、慈善学校や救貧法批判に関する文献が含まれており、当時の貧困行政・政策の背景を知ることができる。

本コレクションは小品ではあるが、初期イギリスにおける救貧法の創設、救貧行政、救貧政策に関する今では極めて入手が難しい文献が体系的に集められている。イギリス産業革命期以降の社会思想・社会運動に関する本学所蔵の特別文庫である「柴田文庫」や「堀文庫」の初期段階を埋める貴重な文献群であり、「イギリス社会政策コレクション」の欠落を埋める大きな役割を果たす格好の文献群といえる。

**参考文献**

樫原朗 , 1973,「エリザベス救貧法とその改革論（1）」『神戸学院経済学論集』4（4）：1-24.
柏野健三 , 1997,『社会政策の歴史と理論：救貧法から社会保障へ（改訂増補版）』西日本法規出版 .
大沢真理 , 1986,『イギリス社会政策史 ： 救貧法と福祉国家』東京大学出版会
高島進 , 1995,『社会福祉の歴史：慈善事業・救貧法から現代まで』ミネルヴァ書房 .

**渡邊　勉**（わたなべ　つとむ）

関西学院大学社会学部教授。
専門は、計量社会学、社会階層論。